



- 号(第九一二号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一七号)(第九二二七号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三二一七号)(第九三七七号)(第九三八八号)(第九三九七号)(第九四〇八号)(第九四一八号)(第九四二八号)(第九四三九号)(第九四四八号)(第九四五八号)(第九四六八号)(第九四七八号)(第九四八八号)(第九四九八号)(第九五〇八号)(第九五一八号)(第九五二八号)(第九五三九号)(第九五四八号)(第九五五八号)(第九五六八号)(第九五七八号)(第九五八八号)(第九五九八号)(第九六〇八号)(第九六一八号)(第九六二八号)(第九六三九号)(第九六四八号)(第九六五八号)(第九六六八号)(第九六七八号)(第九六八八号)(第九六九八号)(第九七〇八号)(第九七一八号)(第九七二八号)(第九七三九号)(第九七四八号)(第九七五八号)(第九七六八号)(第九七七八号)(第九七八八号)(第九七九八号)(第九八〇八号)(第九八一八号)(第九八二八号)(第九八三九号)(第九八四八号)(第九八五八号)(第九八六八号)(第九八七八号)(第九八八八号)(第九八九八号)(第九九〇八号)(第九九一八号)(第九九二八号)(第九九三九号)(第九九四八号)(第九九五八号)(第九九六八号)(第九九七八号)(第九九八八号)(第九九九八号)
- 長野県の干害応急対策事業費国庫補助等に関する請願(第七五三三三)
- 農業災害補償法に基づく家畜病傷共済掛金の二分の一国庫負担に関する請願(第八四四四)
- 高松港の木材輸入港指定に関する請願(第九三六六)
- 国有林野大幅払下げに関する請願(第一〇一五五)
- 中央卸売市場法第十五条の六等改正に関する請願(第一〇二六六)(第一〇二七七)
- 食糧管理制度改正等反対に関する請願(第六五四四)(第一〇一〇一〇)
- 継続審査要求に関する件
- 委員長(仲原善一君) ただいまから農林水産委員会を開きます。
- 委員の異動についてお知らせいたします。
- 本日、高田なほ子君が辞任され、その補欠に江田三郎君が選任されました。
- 委員長(仲原善一君) 自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案(第四四九号)(第四八七号)(第六一〇号)(第六一八号)(第六三八八号)(第六五三三三)(第六八七二二)(第六九六九九)(第九七〇〇)(第一〇二五五)
- 農業災害補償制度改正促進に関する請願(第五二三三)(第九六八八)
- 日本海区域水産研究所利用部存置に関する請願(第五四八四)
- 農林水産行政における部落解放政策樹立に関する請願(第六九八八)(第六九九九)(第八六六六)
- 農業災害補償制度改正早期実現等に関する請願(第七二六六)(第八〇四四)
- 改革の成果を保持するため、金融面を通じて自作農の転落防止、農業経営の安定向上をはかることを目的として昭和三十一年に制定され、自來、農業者に対し、農林漁業金融公庫を通じて、利率年五分、償還期間二十年以内、据置三年以内の貸付条件で、農地または採草放牧地の取得、維持もしくはその細分化防止等のために必要な資金の融通が講ぜられてきたことは、御承知のとおりであります。しかし、本法の制定後漸次その融資額は増額され、昭和三十一年度までに維持資金三百六十一億円、取得資金百一十一億円、相續資金三億円が融通され、農業経営の安定向上のため、特に災害を受けた自作農の経営と家計をその破綻から救済する上において大きな役割を果たして参つたのであります。
- しかしながら、一面におきましては、現行制度の内容と運営の状況を検討いたしましたならば、貸付ワケが少なくとか、融資手段が複雑であるとか、経営不振農家が融資対象から除外されがちであるとか、災害対策資金としては貸付条件が実情に合わないとか、今後改善を要する問題点を数々包蔵していることはいふまでもないところであります。
- 過般、農業基本法が国会において審議せられました際におきましても、農業基本法を確立し農業の生産性の向上と所得の向上を実現するためには、当然、自作農維持創設資金を含む農業金融制度のあり方を根本的に再検討する必要があることがしばしば指摘されたのであります。また、去る三月三十日、農林漁業金融公庫法の一部改正案を可決いたしました際におきまして、
- 衆議院農林水産委員会が自作農維持創設資金の貸付条件の改訂について全会一致の決議をいたしましたのも、さきに述べました趣旨によるものと信ずるものであります。したがって、自作農維持創設資金融通法に對しましては、現下の農政をめぐる諸情勢に適合し得るよう早急に改正を加へるべきものと考えますが、この際は諸般の都合により従来からの懸案事項となつております貸付限度額の引き上げについては、とりあえず農林漁業金融公庫の業務の方法書を改訂することとして、法律事項としては、北海道の農家負債問題の解決に一步前進する方向に範圍をしぼつて同法の改正問題を取り上げることにいたしましたのであります。この点委員各位の格別の御理解を賜わりたいと存する次第であります。
- 御案内のごとく、北海道の多くの農業者は、過去数年にわたる冷害等の災害その他の原因によつて多額の固定化負債をかかへるに至り、農業経営の維持安定にせつかく努力しているのであります。かかる状態より一刻も早く、できるだけ多くの農家が立ち直るよう援助いたしますためには、北海道の農家に對し三十六年度に貸し付けの自作農維持創設資金の貸付条件を、この際最小限度緩和することが必要であると認め、ここに本案を提出することとした次第であります。
- 以下本案の内容について申し上げます。昭和三十六年度に限り北海道の農業者に對しましては、この法律による貸し付けられる資金については、その償還期間が現行二十年以内とあるのを二十五年以内、また据置期間が現行三年以内とあるのを五年以内に、それぞれ延長して、貸付条件の緩和をはかることとしたのであります。
- なお、三十六年度の貸付資金に限定しました理由は、次の機会に本制度の抜本的改正が行なわれるであろうことを含んでの措置であることは申し上げるまでもないところであります。
- 以上が本案を提出した理由及びその内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。
- 委員長(仲原善一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑等は後ほど行なうことにいたします。
- 委員長(仲原善一君) 大豆たね交付金暫定措置法案(附法第六二二)を議題といたします。
- 本案の提案理由の説明及び補足説明はすでに聴取いたしております。なお本案は、去る二十七日、衆議院において修正議決され、本院に送付され、本委員会に付託されました。
- それでは、まず衆議院における修正部分の説明を便宜政府委員より聞くことにいたします。
- 政府委員(安田善一郎君) 委員長の御指図に従ひまして、大豆たね交付金暫定措置法案の衆議院におきまします修正案について要旨を御説明いたします。
- もし御必要がございましたら、原案における関係条文との関係とか、附帯決議もついておりますから、それも御説明いたしますが、最初はまずあとの二つは省略いたします。
- 法案の修正案の要旨は六点左右ありまして、すべて御配付してあると思ひますが、第一点は「第一条中「当分の間」

を削る。」ということでありました。

第二点は「交付金の交付の対象とする大豆又はなたねは、原案において売渡しの委託をしたものは、買取りをしたもの」と「売るほうから言えば売り切ったもの」ということでありましたが、買取りをしたものを含んでいたので改めまして、「売渡しの委託をしたものに限り」ということとすることにいたしました。

第三点は、生産販売農民に保障する価格の基準でございますが、「基準価格は、パリティ価格及び生産事情その他の経済事情を参酌し、再生産の確保を旨として定めるようにする。」という点でございます。

第四点は、大豆の標準販売価格は菜種と同様生産者団体等——等というものは集荷団体が入っているのでございます——の標準的な販売価格——これは全販連、全連連、全集連というように、団体の調整販売計画で実際に売った値段の標準的なものという意味でございます——標準的な販売価格から流通経費を控除した額を基準として農林大臣が定める額とするということでございます。この意味は、原案では大豆は消費地における取引価格から流通経費を控除した額として産地の値段を出すようにし、菜種は取引所でないに、生産者団体等の標準的な販売価格から流通経費を控除して出す。しかしいづれも両方とも基準がある、他の要素も加味し得る、こういうのが原案でございますが、両方そろえたということでございます。

第五点は「農林大臣は、政令で定める生産者団体等の意見を聞いて、交付金の交付の対象とする数量を定めることとができるようにする。」ということとあります。これは、原案では農林大臣は一定数量を定める、その中で生産者団体等の調整販売計画を大臣が承認して団体の活動に待つ仕組みになっておりますのを、「一定」というような字を削って、政令で定める生産者団体等の意見を聞いて、農林大臣が交付金の対象とする数量を定めることができるようにする、こういう意味のようでありました。

第六点は、「大豆又はなたねの売渡しの委託につき集荷業者の登録制度を設ける。」交付金を交付する場合は「売渡し又は売渡しの委託」と書いてあるのが原案でございますが、「売渡し」を削って「売渡しの委託」だけにし、生産者に交付金が確実に渡る道を講ずるという意味でございますが、監視あるいは適正の確保を要するという意味で登録制度を設ける。その登録関係のことは政令をもって定めると書いてありますが、以上の修正でございます。

○委員長(仲原善一君) 以上で衆議院における修正部分の説明は終わりました。それでは本案にあわせて中央卸売市場法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)及び畜産物の価格安定等に関する法律案(閣法第四八号)、いづれも衆議院送付の二案をあわせて議題とし、三案を一括して質疑を行ないたいと願います。

○森八三三君 ただいま長官から御説明の大豆関係の問題につきまして、三お尋ねをいたしたいと思っております。ただいま御説明がありましたように、

に、基準価格につきましては原案の考え方を修正せられまして、ただいま御説明のありましたように「再生産の確保を旨として定める」ということになったわけでありまして、このことにつきましても、一応抽象的にはよくわかりませんが、法律のほうでは「一定期間」という字句が使われておりますが、「再生産の確保を旨として定める」ということと、「一定期間」ということの関連が一体どうなるのか、再生産を確保することを旨として定めるということにすれば、一定期間というものはちよつとこの目的がはたされてくるのではないかと、原案の考え方がありまして、当然あるべきであらうとは思いますが、修正になりますと、その点はどうなりましようか。その点を最初にお伺いしたいのです。

○政府委員(安田善一郎君) 政府提案におきます基準価格のことについてと、修正案の点についてと、それに関連する「一定期間」という点について御質問でございますが、政府案について見ますと、第二、二条見出しは「(生産者団体等に対する交付金の交付)」のところが第二項が書いてあるわけでありまして、交付金の額は単価をきめて数量をきめてその額を交付する。その単価は生産者にそのまゝ渡るのが本旨であるということでございますが、単価とは何かといふと、生産者に保障を一応したい、特にこの法案は貿易自由化に伴います国産大豆に關係の深い菜種の市場価格の低落、あるいは生産上の阻害要因から保護しようという趣旨でございますので、ありますが、その趣旨を入れまして、あとに出てくる算定事項と申しますか、算

定方式と申しますか、まあそれよりは、価格をきめる要素——あとで出てきますが、単価というものは、農民に保障をしたいという意味の基準価格から、販売調整をいたします団体が実際に売り出したものを標準的に見まして、標準販売価格をきめて——いづれもこれは関係団体と相談してきめるわけですが、そこに差が出てきます。保障したい価格より実際売った価格が低いだけと、簡単に言えばまあ趣旨だけはそういう趣旨であります。それを正確に書いてあるわけですが、その差額に数量をかける交付金の額が出る。したがって、それを受けまして、二項の一号では基準価格が出てくるわけでありまして、御質問に就けるわけでありまして、これは政令の定めるところによりまして、政令による一定期間の大豆または菜種の生産者販売価格に農業パリティ指数を乗じて得た額、並びに大豆または菜種の生産事情及び需給事情その他の経済事情を参酌して農林大臣が定める金額、これを基準価格という——農民に保障したい額という意味であります。その一定期間をまずお答え申し上げます。

これは本案の趣旨は、当分のうちを削るというふうな衆議院の修正がありまして、純で字のごとく、法案が暫定措置法でございます。本年七月に大豆の輸入の自由化をはかりましたことに伴いそれ以後の需給事情等の変化に對し生産者を保護しよう、こういう意味でございますので、なるべく最近時をとりたい考えでございますが、自由化の影響を受けないような時期のほうから自由化しない場合の大豆や菜種の生産事情である、こういう意味にお

きまして政令で定めるのであります。が、別途政令及び省令規定事項は、政府提案につきましても、みな御配付をそのまゝ申し上げてあります。お手元にあります。ただいまのところ三十五年からかなり自由化の音が強くて、輸入品が国内市場に価格上影響を及ぼすことが見受けられるので、三十四年以前の三年の平均を考へておるのであります。

次に、法文上、衆議院が修正をされましたところは、先ほど読み上げましたのは政府提案でございますので、直ったところをいいますと、「パリティ指数を乗じて得た金額並びに」というところが「及び」となっておりますわけでありました。

その次に、需給事情というものを、生産事情及び需給事情を考へるといふところを、需給事情を削りまして、その他の経済事情と読んだほうがいいんじゃないかと、需給事情を端的に現わすという、貿易の自由化の供給が非常に多くなるといふことの要素が多分に入るから、法文解釈でも読めるし、引き下げ要因というふうなものの方が強く響くから、需給事情を考へていいんだけれども、考へ方を少なくする、あるいは考へないというところまでいくこともある。解釈は、その他の経済事情で入るだろう、特に需給事情と書くのは影響もよくないだろうというので削られまして、したがって、生産事情その他の経済事情を参酌してとなるわけですが、そのほうが重きを置いてきめることになりましたので、したがって、そのあたりのほうに、原案ではありませぬ、大豆または菜種の再生産を確保することを趣旨としてきめる。そういう

ことを念頭に入れて、趣旨を通して、趣旨を通すことに重きを置いて、そういうこととさせていただきます。

もう一方所、原案には生産者団体等の調整販売計画を立てる目安としたとして、これも三十二年から三十四年ぐらいの三カ年の平均をとるのが、農産物は一年だけでは豊凶その他の事情もあり得るから、三カ年平均をとることにしたいと思ひますが、政令で書いてありますが、三十二年から三十四年の三カ年平均がまあ一番有利のようであり、生産者に。その流通量を別途定めることになっておりまして、原案で一定数量と書いてあります御質問、一定期間という御質問だったかと思ひますが、一定数量という一定も御質問の中に入っておるとしますれば、そういう意味でございます。その中で、農安法のそのまゝよりは調整販売計画を生産者団体等で作ってもらい、計画数量を多くして、農安法では最低支持価格をきめて、あとは自由販売をする。自由にその間の市場価格で自由に売って、残りの売れ残りのようなところが調整販売計画とするのだというようになっておりますが、本案は保護を強くする目的でありますから、生産者が最初の一俵を売り出すところから計算しまして、農林省がよく打ち合わせを、予算等も考へて、予算が足りなければ補正予算その他も考へまして、一定数量の範囲内で調整販売計画の数量、及びそれで基準価格、調整保管販売等に伴つて実際の販売価格を出して、そこから標準価格が出る、それから出る差額に数量をかける。そうすると、交付金の金額が出る。交付

金の金額は一定と定めておる、そういう意味でございます。

○森八三三君 そうしますと、法律の二条の中にある一定期間というのは、単年度をとること、農産生産の実態にかんがみて、豊凶の差等の著しい場合もあるの、おおむね三カ年間の平均をとりたい、三カ年間は、できるだけ、この法律の趣旨が貿易自由化等に關する国内生産者に悪影響のあることを補充をしていきたいという精神に立脚しておるから、三十二年から三十四年間の平均をとる、三十二年から三十四年間の平均をとる、それでよろしいのかどうかということ、それからもう一つは、最後に、修正案で、再生産を確保することを旨として支持価格をきめなければならない、こうなっておりますから、パリティ指数だとか、あるいは生産事情とかいうことによつて勘案せられたと申しますが、はじき出された金額が次の生産を確保していくためには適當でないというような場合には、当然これはそういう機械的に出してくる金額のほかに、経済事情を参酌して次の再生産が可能である姿に直していくという操作が行なわれる、こういうふうに了解していいのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 御質問は二点あると思ひますが、結論を早く申し上げますと、そのとおりであります。なお詳しく説明申し上げます。

○森八三三君 けっこうです。そうしますと、第二点にお伺ひしたいことは、登録業者といふものか、集荷業者といふものか、そういうものが一応きまるわけですね、これによつて、それが委託を受けて販売をしていくが、そ

の委託を受けて販売いたしまする人の販売価格といふものは、競争入札なり、あるいは指名入札なり、いろいろあると思ひます。やつていくのは、刻々この価格の変化の波の中に行なわれていくのですから、登録業者の販売価格といふものは、時々刻々変化していきます。それが基準価格と比べて非常に差のできてくることは当然だと思ひます。時期によつて、といたしますと、その売買が全部済んでしまわなければ幾らに仕上がるかということとはわからない、こういうことに理屈上はなるわけですね。そうすると、その委託者に対して金を払うということが非常に困難になるという問題が一つあるが、その場合の御指導は、当然これは登録業者に対して基準価格を基礎として概算払いといふのですか、前渡払いといふのですか、そういうことをやらせるように指導しなければ、零細生産者は困る、こうなると思ひますが、その辺はどういうふうな扱いになるのでしょうか。

○政府委員(安田善一郎君) 御意見のとおりにいたします。指導もいたします。指導以上に、農林省の計画の承認の条件にいたします。

○森八三三君 そうしますと、その販売する指定集荷業者、登録業者の具体的な価格といふものは刻々移動しますから、基準価格まで概算払いをするといふのですか、仮渡しをするといふのですか、そういうことをやらせる、こういうふうに了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(安田善一郎君) その趣旨で参りたいと思ひますが、概算払いは、農協であれば、系統農協が概算払

いと思ひます。その次に、生産事情の変遷によつて、豊作の年もあれば、凶作の年も当然これは起きてくると思ひますが、政府としては、そういうような生産事情の推移といふものが確定しないうちに予算をお組みになるわけですね。そうすると、予算を組んでしまつたあとで具体的な事態が発生するわけですから、そこでその予算に制約をせられて数量等にまたさじかげんが出てくる。こういうことになるという、せつかくのこのいい法律が生産農家に対しては給に書いたものになつてしまふという危険があるやにも思われ

るのです。先刻そういう点については、追加予算等、という御説明があつたと思ひますが、そういう措置が講じられるとすれば、数量については一定のものを計画して承認を受けたわけですから、その承認を受けた数量については予算の制約を受けないという措置をするのだと、こう当然理解されと思ひますがこれでよろしゅうございませうか。

○政府委員(安田善一郎君) 農林省の結論的な意見を申し上げますと御意見のとおりであります。今年の予算はまあ最終的ではありませんが、最終的には余ります。来年度以降も予算の獲得に十分努力いたしますが、これは法律の義務費になりますから、当初予算に

計上したものが足りなければ予備費を出し、予備費でいなければ補正予算を出して計画数量について一定の単価の交付金を数量に乗じた予算を獲得するつもりであります。この点については衆議院の修正のときに大蔵省も参加せしめました承知してあります。財政事情その他の事情が何か事情があつて何かしるるならば生産者団体等、すなわち調整販売計画を立てて農林省の承認を受けて販売事業を実施するという団体と農林省がよく協議して改訂する場合があるかも知れません。そういうことのないように努めたい。いずれにしろ承認した計画は予算が足りなかつたといふことではないように、この法律の義務費と解して支出すると、そういうことにはいたしたい。

○森八三三君 それでは実はわかりましたが、その承認をした範囲についてはいかなる方法によつても政府が責任を負う措置をとる。これはまあ承認した限り当然の事柄です。そこでその承認する数量が予算のからみ合はせて押えられるということになると問題が残る、こう思ひます。ですから、そういうことのないように、まあ長官の意図はあつたところを私は想像いたしますけれども、そういうふうに、これはここで国家財政の關係もあるのですから、明確に御答弁は必ずかしと思ひますが、承認数量といふものを予算から逆算して押えてしまふのは困つてしまふのだから、そういうことはないのだと、こう了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(安田善一郎君) そのとおりであります。そのとおりであります。

が、法律でやることでありますから、承認数量も何年から何年までと一番いいかと考えて、各種の年次について検討いたしました結果、目下は、さつき申し上げたことになりました。これは総理大臣及び農林大臣がまあここでやっていると云う場合とか、現在に販売事業を行ないます生産者団体が調整販売事業を行ないます生産者団体である全販連及びその系統組織、集荷販売業者団体である全推連と全集連及びその系統組織等でございますが、これから意見を聞き、おおむねそれらの同意を受けてやるわけでありまして、御心配はないということでございます。

○森八三三君 この法律の施行に関連いたしまして登録集荷業者というものがきまるわけですが、昭和三十六年度についてはすでに販売は進行してしまつたのですから、これから追つかけて役所のほうで適格、不適格を認めて登録をせしめるというわけには参りかねると思うのです。済みじやったのですから、来年度の分はいいと思うのです。今年度分は登録のところ、指定集荷業者というやつはどういう方法によつて始末をされようとするのか、届出をさしてそして判別をするといひますか、そこで実際に取り扱った業者がオミットされてしまつても困るような気もしますし、ことしはどういう措置をされますか。

○政府委員(安田善一郎君) この法律は適用し得るものから適用するのであります。すなわち三十六年度の大豆、三十七年度の菜種からしか適用されないというところは先生御指摘のとおりと

思います。三十五年産の大豆、三十六年度の菜種は、年度内消費がほとんど全部済んでいるので、法案と同趣旨の措置で、目的が達成せられつつある。今年産の大豆の場合、法律施行後登録する業者はいろいろ、その前はどうかと云うことであります。私は行政庁に届出をしてもいいと思ひます。しかし、始まつてしまつていゝものは経過的にこのやうことをやりましたという届出も認めようと思ひます。ただ二重交付とか、片方の団体が売つてまた買つたことにして、片方がまた買つてまた売つて交付金の二重取り等は国費のむだでございまして、これはあらゆる知識と行政技術を使いまして、関係機関を動員いたしまして全きを期したいと思ひます。

○森八三三君 私も今長官が非常に配していらつしやる点、済みじやまつたやつです。流通過程で二重な取り扱ひといひますか、一俵が二重になつてしまふといふやうなことになるのは困るので、そういう点は今お話のとおり留意をしてやつていただきたい、このやうに考えております。

それからその次に、基準価格と実際の販売価格の差額を政府がめんどう見てやるということになるのですから、その指定集荷登録業者のその年度の生産物についての取り扱ひ計画数量が全部処理されて初めて政府の交付すべき額が出てくるように思ひます。ところが、法律だけ読んでおきまうと、ところが、法律だけ読んでおきまうと、そのときそのときにやつても処置ができるというやうにも理解できると思ひます。それは私の読み方が悪いのかもしませんが、そ

うすると、かりに基準価格まあ千といふ場合に九百で売つた場合には百だけの交付があるわけですね。ところが、千で売つた場合には、これは交付はございせん。そうすると、千で売つたときはそれになつていゝ生産者は非常に都合がよかつた、九百のときの人は千までは千まで保障される。生産者間に不公平が起きてくるやうな感じも持つのです。ですから、私の考えとしては計画数量について、承認を受けた計画数量について、計算をやり得るやうな登録業者でなければ、この指定機関としては不適格のやうに思ひますが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(安田善一郎君) 交付金の交付を確実にさせる、販売調整計画を計画と實際とが照合するやうにさせる。差があるなら正確な差があるやうに明確にする、生産者に確実に交付金として予定したものを渡す、それらの意味を含みまして、私どもの原案は生産者から、中段階の業者から、全国団体から、あるいは適当な大きな現段階の最終販売段階まで売り渡しと売り渡しの委託と両方を含めまして、從來その商慣習ありとして立案いたしました。が、衆議院で委託のほうで確定したやうな、このやうな同意をいたしまして、そこで修正案が売り渡しを削つて、売り渡しの委託となつておる。も一つこの点は検査品についてやはり販売調整計画を立ててもらつたほうがいいだらう。かりにそれになつたとしても、検査品は、大豆でいへば、検査規格の一もあり、検規格の二もあるし、北海道でいへば道内消費用、道外移出

用も区別してあり、消費地でも穀物取引所に上場されるものもあり、ないものもあるが、そのほうが確実じやないかという衆議院の意見もありました。附帯決議でございまして、私もまたこのことだと思ひます。私もこれは今のお話の承認した調整販売計画の数量に全部渡すのですけれども、その販売価格は用途、売り先、時期等でまちまちじやないか、このやうな点は標準販売価格に關係するわけですが、これは私どもの基本的な頭では、實際の行為と相場はそらなつておりませんが、全部売つたものを単価と数量を掛けてそれを数量で割つて平均することを思つておるのでございます。しかしそれでも異常な安値で特別の關係で売つた場合とか、異常な高値で標準とは認められないといふやうなものは除いても、農業団体等の生産者団体等に相談するのでございます。相談して納得を得ますればいいといふことと、それを制度として表わすときには、やはり標準的と言つたほうがいいんじゃないか、このやうな意味で総量でまぢまちであるが、全部の売り上げ高といふやうなものを数量で割つたといふやうな意味の氣持であります。異常なものならば關係団体に意見を聞いて、標準的なものとして取り扱つていくといふことをするといふ意味であり、またそれしか行政技術的にはできないだらうし、社会的妥当性がないじやないかと思ひます。

それから、交付金の交付の時期を、いつでもできるじやないか。一取引ごとに渡すのではありませんが、立案の当初は、前国会に食糧庁原案のもとに出しましたものは、行政庁の中央から

地方市町村に至るまで割り当てる方式でありましたが、これは団体の自主性と活動を主としてそれを承認して団体の力を強くして、実情に即してやろ、このやうにやうに変えて、上から下へ交付金を定期的に割り当てて渡してしまふものを、下から上に上げるやうにしてあるわけでありまして、その当初は両案を通じて、販売実績がわかつたときに一回交付することを予定しておりましたが、ただいまはそう考えておりません。およそ政府の補助金交付を四半期別に計画を立てて、支払い計画も立てて金が渡つてくるのが通例であります。そのやうに、四半期とか半期とかに分けて実情に即したほうがいいと思ひます。ただし、数量は確認できなければいかぬ、標準的な販売価格としての扱ひができやうだといふ氣がいたします。

もう一つは、団体にプール計算して組合員、員外私用二割の範囲内ではしうが、プール計算して渡していくといふことは、本旨ではありませんが、交付金は生産者に渡す。だから売り渡しの委託にしたり、確定を期した検査を受けたものにしないといふ衆議院の附帯決議等もございまして、登録業者にしたい。これは団体内部のこととございまして、売り渡しの委託者である生産者あるいは単協と県連、県連と全販連、その間に私どもが納得して正当のものとして了解できるものであつて、団体と組合員との間に、商人団体であつた場合も同様でございまして、關係者が同意をいたしまして、社会的妥当性があつた場合は可能な法文でございまして、これはよく關係団体と打ち合せてしたいと思ひます。



○森八三一君 今の点でちよつと私の記憶が悪いのかもしれないが、四半期別に交付金は交付をしていく。そうすると第一四半期にかりに基準価格が千という場合、その販売平均価格が千十という場合には交付金はないということですね。

○政府委員(安田善一郎君) 承認した数量です。

○森八三一君 承認した数量の販売平均価格が基準価格千という場合に、第一四半期は千十であったという場合には交付金はない。第二四半期には九百九十であった場合には千だけ交付金をやる、こういうことになるのでしょうか。一期と二期とプールすればちよつと千というところで、基準価格が確保せられていくのだから、そこには交付しないということになるのか。もし前者のようなことでありますと、委託をする人の販売について時期の指定が行なわれるようになりますと、大へんな問題が起きるのではないかと感じも持つのです。ですから私は今の設例いたしましたような場合には、第一四半期と、第二四半期をプールすれば、ちよつと千というところで基準価格になるのだから、その際には交付金はない、こういうことになるのではないかと感ずるのですが、そういうことはどうでしょうか。

○政府委員(安田善一郎君) それは当初年一回で充った実績が全部承認した計画量についてわかつたときを考慮しておりますと申し上げたのであります。その趣旨は当然第一前提でございますが、仮払い制度等もやつたり、無用の金利を使わたりするのの本旨でございせんから、分割して早く渡し

た方がいかもしれませんが、その場合にはやはり最終で精算するということになると思ひます。農林大臣が承認した調整販売計画の数量について、基準価格とその総販売数量についての標準販売価格総売上高、すなわち取引ごとに販売価格は高い低い、いろいろありますが、これを適法、適切に見まして、出てくる各取引ごとの価格数量がいろいろあるものの生産者団体等ごとの全体が適法適切に適応したもので、交付金の総額は決定される。その場合に、概算分配払いも不可能ではないのだが、それは仮払い式に出すことになりましよう。最終的には計画数量価格全体につき精算される制度ならば運用ができる。それは農業者団体その他に相談をいたしますということでございます。

○森八三一君 そうしますと、結局私が申し上げましたように、承認を得た数量の、実際的には全部のプール計算がなされるということにならなければ、高く売ったときにはそのまま生産者に直結してしまふ。安く売ったときには政府からちよつとだいたいするといつても、高く売ったときとプールの政府から交付金がちよつとだいたいで済むのですから、登録業者が自分で持ち出しをしなればいかぬという事態が発生されるのではないですか。そういうことはおかしいのですから、そこで、承認を得た数量の全体についてのプール計算制度というものが付随してきませんといふと、この制度というものの運用というものが、非常におかしくなってくるという感ずを持つのですが、そうならぬでしやうか。

○政府委員(安田善一郎君) 基準価格

をこえて売った場合が間々ある。年間の他の季節に売った場合には差があるわけですから。この高く売った場合はすでに基準価格以上の水準を保証されておりますから、それにも交付金をやるために、安いところと高いところとを基準を中心にしてプール計算をする必要があるかどうかは、若干研究のものであります。法律の趣旨は、基準価格以上に売れた場合には交付金をやる要がない、やらないのが交付金の趣旨であります。そういうことでございしますが、プールということにつきましては、そのことを含めての話ですが、プールということは可能である。それは系統活動、特に生産者団体、農協等はそうでありまして、商人でも本制度に沿って委託をやつたほうがよろしいということに原案を衆議院で修正しました意味はそれでございします。修正を加えて、蛇足を申し上げて恐縮でございますが、修正がなくてもそういう運営をするつもりでございしましたが、プールということが全く不可能ではない、ただ、それは最終決定価格だ、そのプールの内容が、自由価格を非常にこえた異常なものを全部プールしなければならぬということとは別であります。

○森八三一君 他に質問もございしますから、ここで最後にいたしますが、異常な安値とか高値とかいう特異なものは除外するということは、私はわかりました。わかりましたが、その除外されたものを除く正常な判定される数量、それが大臣の承認を受けておる範囲内である場合には、政府のほうから交付金が出されるのは、その全数量の売り上げ平均と基準価格との比較において出される、こういうことなんです

が、そうすると、その販売の時期々々で精算をしていくようになりますと、高く売れたときのやつはそのまま直結してしまふ、安く売ったときにはその登録業者が持ち出しをしなれば、基準価格までの配分ができなくなるということになるように私は思ひます。そういうことになるかという点、これは大へんなんだから、どうしても指定集荷業者の承認を受けた数量の販売全数量についてプール計算をするという制度を指導しなければおかしいものができる感ずを持つのですが、それはならぬでしやうか。

○政府委員(安田善一郎君) 販売調整団体なり生産者団体なりの販売価格が、承認された計画量につきまして基準価格以下になるときは、基準価格との差を交付されますから問題はないと思ひます。こゝをさすときは、こゝをさすときとを、下がったときとプールのさかどうかは、生産者本位に考えまして、交付金を交付する。生産者の販売手取り収入というのは、今申しました販売価格及び交付金の合計である、こういうふうに思ひます。その運用は、第一条にありますように「大豆の輸入に関する事情の変化が国内産の大豆及びなたねの価格に及ぼす影響に対処するため」ということで、関係団体とよく相談して具体的にきめる。

○森八三一君 どうもくどいのです。そのまますと、高く売れたときはそのまますと精算してしまふ、基準価格より低かつたときにはその差額を政府から交付金をもたらえる、こういうことになるのですか、端的に言ひますと。

○政府委員(安田善一郎君) そうでございますと申し上げてもいいのですけ

れども、本法の目的が基準価格を下げない手取りを与えようということでございますから、その趣旨が達成される範囲において、異例なものを除くようなことが一部あると言つたほうが正確かもしれません。それは、具体的に生産者団体と相談してきめる、そういうことです。

○森八三一君 私はどうもそこが頭が悪いせいかわかりませんが、政府が登録業者に交付する交付金は、その指定集荷業者が計画を立てた、そうして政府の承認を得た数量の全部の売上価格が、平均いたしまして、基準価格と比べてみて低かつた場合には、その低かつた額の交付をしてやるのだということでありまして、ところが今のお話では、かえつて高いときに高く売ったやつは、生産者は基準価格以上に取得しているのだから、それはよろしい、低いときに基準価格に達するまでやるのだということになると、全数量の販売価格を平均した基準価格との比較をとるということは、矛盾が起きるのじゃないか。

○政府委員(安田善一郎君) 矛盾はないと思ひます。農安法をこらん願ひますと、現行法は支持価格のものをきわめておりまして、それ以下に下がないことを目的にして自由に売らしておきまして、残りのものを調整、保管するようになつておりますが、これは第一俵目から承認数量を、自由化の影響を受けない過去三年の平均——平均というものは農産物は豊凶があるから平均と言つておりますが——その数量についてみて、数量の中に保証しようにする価格より低く売れたものがある、こういうものは交付金を必ず

渡さなければいけません。先渡しは、先ほど申しました基準価格と標準販売価格との差に数量をかける、数量は基準価格以下の数量と言ったほうが正確かもしれません。それが原則であり、そこは法の解釈の許す限りにおいて考えてみるが、具体的に当たってみたい。ちよつとわからない点もあると思います。法文の解釈はどうかということになる、保証価格を与えるために、保証価格から下がった場合に交付金を行なう、そういうのが法文であります。

○森八三二君 まだ十分わかりませんけれども、どうも承認した数量の中から特別な価格のものを除外して、その残りの数量の平均、売上価格と基準価格を対比して、その差額をマイナスの場合には交付する、こういう説明と、それから販売したものの中で基準価格より上であつたものは上に計算をいたして、下であつたものはその下のものの差額だけを交付する、こういうことは私はどうも理論的には一致しないと思います。

○政府委員(安田善一郎君) これは保証価格を保証するための交付金、その理由は、輸入事情の変化に対処する保証価格を出しておく、それ以上に売れたものは保証するのは適当でないと思ひます。しかし、販売承認の数量は、現在の農安法よりこれは非常に保護策が強化してありますが、販売計画という自分が扱つて売れる数量、それが上のほうで売れたもの下のほうで売れたもの、交付金を受けた数量と、そういう条件でない数量とがあることはありますが、承認数量について全部やるというところは、第一条からは出てこない。

であります。しかし、先生のおっしゃる通りに、高い安いと数量とをかけた、単価別に、単価の同じ数量をかけて総和の売上高を出し、低いところと高いところが相殺されるものがあるわけであり、この点などは法の許す限りであり、価格水準といふか、市場相場といふか、農家手取等を考えまして、大豆、菜種は輸入が相当あつて国産が非常に少ない、そういう生産、維持、成長、加工部門だと思つておりますから、そういうふうな考えたい。法の許す限りで考えたいと思ひます。

○森八三二君 わからぬな。もう一べん例をあげて申し上げます。二俵扱つたという場合に、基準価格が千という場合には、この一俵は千に売った、これは以上で千から交付金には関係ございせんね。こつちのほうは九百で売つた。そうすると、基準価格が九百で売つたから百交付が千と九百の差額を比べるとおっしゃるから、千百で売つたやつと九百で売つたやつを平均すれば千ですよ。千だとすれば、交付金に關係ない、こうなつちまう。ところがあとのほうでは、千で売つたやつはそれは基準価格が確保されておるから、それは生産者に關係ない。今度は、九百で売つたやつは、基準価格以下のものだから百やらなければならぬけれども、政府からちやうだいできぬ。その食い違いというものはどうして起こるのじやないですか。

○政府委員(安田善一郎君) 食い違いが起らないとお答えいたしておらな

いのです。食い違いが起る場合でも、法が許す範囲には生産者保護は厚くしたいと言つてゐるのであります。その法の許す限りとは、第二条の二項におきまして、「前項の交付金の金額は、生産者団体等」といふ意味です。「第一号の基準価格から第二号の標準販売価格を控除した金額」——差額を交付する。「当該生産者団体等が農林省令で定める期間内に販売した大豆又はなたねの数量に相当する数を乗じて得た金額とする。」とありますから、そういう範囲があるということであり

○森八三二君 どうも時間をとつて済みませんけれども、今僕の設例した二俵という承認を受けた数量、その場合に、前者のやつは千で売つた、後者は九百で売つた、基準価格は千という場合に、交付金はありますか、ありませんか。

○政府委員(安田善一郎君) 出したいと思ひます。出さねばならぬとは思ひません。出さねばならぬとは思ひません。そういうことです。

たのだからやむを得ない、こういう結果になる。そうすると、この下の生産者に対する基準価格を保証してやるといふんですか、補完をしてやるといふ趣旨は、そこでこわれてくる、こうなるんじやありませんか。

○政府委員(安田善一郎君) 計画量全量についてプールする場合に、先生のおっしゃる分が生ずる場合があり、あるいは生ずるおそれがある。そうすると、先生の表現をもつてすれば、重大なことと言つていらつしやいます。私は重大とは思つておりません。もしそれが弊害を生ずる分ならば、委託販売ごとに基準価格が保証されない、より下回つてゐるものだけを、その取引ごとに渡すといふ思ひです。しかし、それでは系統農協の自主的活動も期待したい、数百万の農家と数団体があり、生産者団体と商人団体の差のことは言はれましたが、同等、同様に取引するつもりであります。実行がどのくらいできますか。法に基づいて実行すべきことを最大限度にいたして、違法を防いで、違法があれば取り戻してやるつもりでございますが、まあプール計算をする、たとえば農協の法の第十九条の専断利用契約をしてやる、そうしてそれではまあその契約に従うので、不利を与えてはならない云々の規定がございますが、組合で決議して組合内部で同意すれば、プールする余地も認めていいのじやないか。それは、関係法はこれだけなしに考へて許されるじやないか、交付金の金額の決定は売り切つたあとで最終で精算される。そこで一べんだけ渡してもいいのですけれども、集荷団体のほうはそのほうが便宜

であるという希望があれば、ほとんどに間違ひのない範囲で受け入れて最終にやる、その計画は一年ごとである、そういうことでございませう。

○森八三二君 どうもわかりませんが、それでは結論を伺ひますが、プールをするといふことは、その委託者の申し合わせによつて業者がやろうと農協がやろうと、それはもう認めてもよろしいと思ひます。それはわかりました。が、この趣旨といふものは、一回の販売について基準価格と販売実施価格とを比較いたしまして、基準価格よりもマイナスの場合には交付する、プラスの場合にはそのまま別段の措置はしない、端的にそういうことであるというなら、それでよろしいのです。販売したつど、基準価格よりも上の場合には何も問題ない、下の場合には、そのつどそのつどそれに対する差額を交付する、交付する時期は一年に一べんでも二べんでもいいのです。計算上は販売のつどその販売に対する基準価格の差額をマイナスの場合に交付するのだ、こう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(安田善一郎君) 本旨はそのとおりであります。

○委員(仲原善一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(仲原善一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○速記中止

○委員長(仲原善一君) 速記をつけ下して下さい。

○植垣弥一郎君 ただいま食糧庁長官と森委員との問答を伺つておりましたが、その中にプールという関係が入つてきて、何だか、だんだんお話を聞けば聞けばどうもわからなくなつてくるのですが、私はこの事柄はこうだと

思っております。この物品が標準価格以上に、全部がです。全部が標準価格以上に売れた場合に、その標準価格を超過したところの総金額が浮いてくるわけですね。これは政府が取り上げられるものではないと、この法律は標準価格に達しなかったものの取り扱いについて、いわゆる交付金についての法律であつて、それを超過するものについては無関係の法律だといふふうに考へておたつたのですが、そう考へていいのですか、違ひですか。

○政府委員(安田善一郎君) そのとおりであります。その範囲内においてプール計算してもいい、個人ごとに百五十円もらう人と三百円もらう人と、一組合一部落だから、平均して皆がもらおうという場合でも、農協法というものはそういう活動もあつて法律で許している。そして私のほうで認定して、農協と相談してやるならばよろしい、そういうことを言っているのです。

○植垣弥一郎君 そすると、最初にこの法文を読んだときに感じたところでありまして、この上質問するところとほごさいせん。

○委員長(仲原善一君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(仲原善一君) では、速記をつけて下さい。

○東隆君 畜産物の価格安定の関係ですが、修正をされたところで、修正をされたほうに練乳が入つておるわけですね。それで、これは政令でもつてそれを定めるのでありますが、その中にはどういふふうになりますか。

○政府委員(森茂雄君) 加糖練乳でございます。

○東隆君 私は、せっかく練乳を入れたのですから、この中に全粉乳が入つておりませんし、そんな関係で、かえつて無糖練乳の中へ入れたほうがいいんじゃないか、こういう考へ方を持つわけですね。と同時に、無糖練乳は、私は、価格調整の上においては非常に効果を上げるのではないかと、それで、全粉乳を入れない以上、やはり無糖練乳を入れたほうが、調整上非常に効果を上げるのではないかと、こういう考へ方を持つわけですね。それから現に無糖練乳を貯蔵保管しておるところもあるのではありませんか、そういう先例もあるのではありませんか、全粉乳に關しては、貯蔵している間に品いたみもするといふおそれもございますけれども、短期間を前提に置いておるのですから、したがつて、この際、無糖練乳を入れて、そして政令で定める基準は、大カシとかその他の面でもきめるのがいいのじゃないか、こう考へるのですが、その点もう一度お答えを願ひたい。

○政府委員(森茂雄君) 貯蔵関係もございまして、はつきり申し上げますのは加糖練乳でございますが、十分その点は検討したいと思ひます。

○大河原一吉君 同じく畜産の問題について、昨日の質問残しのやつをちょっとお聞きしたいのですが、畜産事業団の問題について質問いたしておりましたので、簡単に二、三點御質問申し上げたいと思ひますが、今回の畜産事業団が制定されるにあつて、前にありました酪農振興基金ですね、これが統合化されて、一本化されているのですが、なぜ一本化されなければならなかつたかという理由、この問題についてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(森茂雄君) 保証関係の業務を截然と区分するならば、法人格を持たした団体を数個作るよりも、一個のほうで、経費等その他の点で、非常に便宜、節約等の点で……、そういう意味でございます。

○大河原一吉君 人件費等も、これは経費節約といふことはわかるし、おそらくこれは、私は大蔵当局あたりの考へ方が強く入つていゝんじゃないかと考へるのですが、まあその点はいいのですが、ただ問題は、前にありました酪農振興基金といふものの性格は、これは出資団体に対するあくまでも債務保証といふ、そういう性格だつたわけですが、そういう債務保証といふものと、いわゆる今回の事業団といふものは、買入れ、売り渡し等の、いわゆる価格操作によつて価格の安定をはかるといふことが目的になつておるわけですから、どちらかといへば、前にあつたそういう酪農振興基金といふものの性格と、いわゆる債務保証といふものの性格と、同時に、今度の価格調整のためのやはり性格である事業団を一緒にするといふことは、性格の建前からいつてもどうかと、びんと来ないところがある。そういう点について。

○政府委員(森茂雄君) お話の点はあります。ただ、経理を截然と區別いたしまして、そういう点で御注意なり御指示の点は十分考慮して運営して参りたいと思ひます。

○大河原一吉君 今後の運営の点について、そういう二つのものが合はつたといふことから、運営の面において私は支障を来たすか来たさないか、そういうことを心配するから御質問申し上げたわけですが、運営の面において支障はありませんか。

○政府委員(森茂雄君) 十分注意して、運営の面で支障のないように努力したいと存じます。

○清澤俊英君 たつた一言。近ごろは大企業の畜産があるでしょう。畜産の大企業がどんどん行なわれております。これとの価格、この価格問題はどうか、安定価格の問題は。

○政府委員(森茂雄君) この価格水準を維持するために特別に區別してというわけには参りませんが、いろいろ取り扱ひ上優先買入れといふような措置を講じて、生産者団体の保護に重点を置いてやつて参りたいと存じます。

○大河原一吉君 四十一條にあります——時間がないよりでありますから急ぎますが——いわゆる指定食肉あるいは指定乳製品等に対して、いわゆる競争入札の方法によつて、指定食肉に於ては中央卸売市場において売り渡すといふのですが、この場合、いわゆる需要が非常に旺盛であつた場合、需要が非常に大きめられたいわゆる安定上位価格が守られ得るかどうかといふことの心配がここにもあるのじゃないかと思ひますが、競争入札の結果として、この点はどうか。

○政府委員(森茂雄君) そういう場合は、特別の措置で販売する相手先に条件をつけまして、安定上位価格を相当上回つて暴騰することのないように処理したいと思ひます。

○大河原一吉君 さらに、この場合、政令の定めるところによつて、農林大臣の承認を受けて、随意契約の方法によつて、ということがあるのですが、

この随意契約の対象といふますが、随意契約の相手方といふのは、どういふところを考へられるのですか、それについて。

○政府委員(森茂雄君) 特別に現在考へておりますのは、相当市価が暴騰しておる場合に、学校給食等で要望があつた場合に、それなりの相当価格で処理したいと存じます。

○委員長(仲原善一君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(仲原善一君) 速記をつけて下さい。

○委員長(仲原善一君) 次に、自作農創設維持資金融通法の一部を改正する法律案(衆第三三三三)を再び議題いたします。本案は、先刻衆議院から送付され、本委員会に付託されました。本案に対する質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願ひます。

○東隆君 私は自作農創設維持資金融通法の一部改正には賛成を表するものであります。説明によりますと、農林漁業金融公庫関係の資金、あわせて自作農創設資金関係について大幅な改正が行なわれる、そういうようなことを前提にされての説明で、三十六年度にこの法律を限つてゐる。したがつて三十六年度だけではこれは目的を達することができないのであります。私は、私はその改正の方向その他において、私はもう少し手数をかけて、北海道の農家の負債整理、そういうふうなものを完成をいたしたい、こういうふうな考へますので、そういうふうな意味で、改正の方向、そういうふうな

この随意契約の対象といふますが、随意契約の相手方といふのは、どういふところを考へられるのですか、それについて。

○政府委員(森茂雄君) 特別に現在考へておりますのは、相当市価が暴騰しておる場合に、学校給食等で要望があつた場合に、それなりの相当価格で処理したいと存じます。

○委員長(仲原善一君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(仲原善一君) 速記をつけて下さい。



のについて、その中に、この法律によつて得られたところの既得権という語弊がありますけれども、そういうものがある程度生きていくか、そういうような点を少しお漏らしを願いたい、こう思うわけであります。

○説明員(山路修君) 本法案につきましては、政府提案ではございませんので、私から本法案の趣旨につきまして御答弁申し上げます。今御質問のあつた点に關連いたしまして、若干御説明申し上げます。本法案の三十六年度に限りましては、北海道の負債整理につきましても、三十三年度に手当をいたしまして一応完了いたしたい、かような趣旨から三十六年度に限りておるものと私は承つております。

なお、關連いたしました措置といつたしましては、同様北海道の負債整理につきましても、農林漁業金融公庫の業務方法書を改定いたしまして、貸付限度を三十万から四十万に引き上げるといふ措置もあわせて講ずることによりまして、負債整理問題の解決が促進されるものと、かように考えております。

○安田敏雄君 この自作農維持創設資金金融法の一部改正法が今度衆議院に緊急に議員提案で提出されたわけですね、議員立法で。そこで、聞くところによれば、この法案の全面的な検討を農林省当局ではしておつて、そしてその抜本的な改正をするというふうなことも聞いております。そういう準備をして、議員立法で提案してきたというそのことについて、ちよつと説明を聞きたいと思つたので、本米から委員長に聞くわけなんですが、農林省当局の見解でいいですよ。

○説明員(山路修君) これも私どものほうから申し上げる筋ではないのかも知れません。先ほども申し上げましたように、ただいま北海道の負債整理につきましても、この三十六年度に限りての特例の法案というふうに押懸いたしております。この自作農資金金融通制度の全般的な改正の問題につきましても、政府といたしましていろいろ検討中でございます。これは三十六年度の北海道限りの負債整理の問題という事で、その全般的な検討とは一応切り離した取り扱いができるのではないかと、私もかように考えております。

○北村暢君 これは提案者がおられないので、質問は提案者に対して質問いたしたいと思つますが、今、安田委員からもありましたように、一体、この法律が突如としてどういふふうに出てこなければならなかつたといういきさつについては、私は非常に遺憾に思つておるのですが、こういう突如として出てこなければならなかつたというのは、やはり政府の施策において欠ける点があつたからこういうものが出てきたのだらう、こういうふうにも思つたのです。

それで、政府に私は質問をいたしたいのですが、その点ではこの農家負債の整理の問題を自創資金の北海道における特例だけで処理をしよう、こういう問題については、従来自創法で処理をする点については限界がある。したがつて、抜本的にこの負債整理という問題を取り上げなければならぬ。今答弁を聞いていますという、検討中というふうなことのようでございますが、この法律が一年間の時限立法であることにかんがみまして、自創法以外

の負債整理の点について、政府が対策を講ぜられる、こういう点を、ひとつ政府としていかなる態度でおられるか。この法律が一年間の時限立法でありますために、一年後には一体どういふ対策をとられるか、この法案が実施されている間に……政府の処置と対策、こういうものについてひとつお答えをいただきたい、このように思ひます。

○政府委員(坂村吉正君) 農家の負債整理の問題は、おっしゃるとおり全国的な問題もあらうと思つたのでございしますが、さしあたり現在の状況におきましては、北海道が非常にこれが困つておるという実情でございします。そういう実情でございしますので、昨年でございますが、百六十万円の経費をもちまして予算を組みまして、特に北海道の負債整理の問題につきまして調査をいたしたわけでございます。また、あそつたやうなことでございまして、その調査を基礎にいたしまして、とにかく一番困つておる北海道について、現在のさしあたり措置をいたしまして、自創資金を使いまして、できるだけ早くこの解決をはかり、こういうやうなことで措置をして参りましたのでございします。そのほか、内地におきましてもこれは場所によつてはいろいろ問題がございしますが、北海道に比べますれば、まだ非常に程度が軽い実情でございします。また内地の実態についての調査等も現在の段階でできておらないやうな状況でございします。で、逐次そういう問題もひとつ調査をいたしまして、どういふ方法で今後負債整理の問題というものを考

えるか十分ひとつ検討いたしたいと思つております。

○委員長(仲原善一君) それでは、以上四案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。四案に対する質疑は終局いたしました。

速記をとめて下さい。

午後四時十九分速記中止

午後五時十一分速記開始

○委員長(仲原善一君) それでは速記をつけて下さい。

それでは自作農維持創設資金金融法の一部を改正する法律案を議題とし、これより本案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認め御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

自作農維持創設資金金融法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により

り、これを委員長に御一任願いたいと思つますが、御異議ございませんか。

○委員長(仲原善一君) 異議ないと認めます。よつてさうに決定しました。

○委員長(仲原善一君) 次に、中央卸売市場法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)、畜産物の価格安定等に関する法律案(閣法第四八号)、大豆なたね交付金暫定措置法案(閣法第六二二号)(いずれも衆議院送付)の三案を議題といたします。

それではこれより三案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 異議ないと認めます。それではこれより三案を順次採決いたします。

まず、中央卸売市場法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、畜産物の価格安定等に関する法律案を議題に供します。

本案を衆議院送付案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、大豆なたね交付金暫定措置法案を問題に供します。

本案を衆議院送付案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

この際、先ほどの理事会で御協議をいただきましたこれら三案に対する附帯決議案を便宜から提案を申し上げ、委員各位の御賛成を得たいと存じます。まず案文を朗読いたします。便宜、専門員に朗読させます。

○専門員(安藤城敏男君) 朗読いたします。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案附帯決議案

一、一般の生鮮食料品については、中央卸売市場は適正な価格の形成と取引の確保をその機能としているが、最近における国民食生活の変化に伴って近時需要の著しい伸びを示している加工食料品、或いは輸入食料品等については、定価売りを主として行っている。これらについての中央卸売市場の機能は、むしろ集中分散による取引の迅速と、中間経費の節減に期待される面が大きくなっている。かかる事情の変化に対処し政府は改めて中央卸売市場審議会をも活用し、中央卸売市場をはじめ、類似市場、地方市場等各種市場を通

じ、卸売人の兼業問題、仲買人の名称及び地位、類似市場の規制、地方市場の法制化等食料品市場の在り方について根本的な方針を検討確立すべきである。

二、さし当って政府は中央卸売市場法の運用に関し特に次の事項について遺憾なきを期すべきである。

(一) 中央卸売市場の整備及びその施設の近代化のための財政的及び金融的措置を拡充すること。

(二) 卸売業者の公共性を確保するための措置に遺憾なく尽くすこと。

(三) 農業協同組合等生産者団体の共販体制を育成強化すること。

右決議する。

畜産物の価格安定等に関する法律案附帯決議案

一、政府は、この法律の運用に当って、次の事項について遺憾なく措置すること。

(一) この法律の対象となっている原料乳、指定乳製品及び指定食肉等の生産費の調査を完全ならしめること。

(二) この法律第六条に基づく生産者団体における指定乳製品の調整生産及び指定食肉の調整保管等自主調整を円滑にするため、農業協同組合、農業協同組合連合会その他適格者のこれが実施に必要な施設の整備を図ること。

(三) 生産者団体の自主調整を十全ならしめるため、事業団における指定乳製品及び指定食肉の買入数量については無制限とし、これがため必要な金融的及び財政的措置を充分にすること。

事業団における指定乳製品及び指定食肉の買入れ、売渡し及び輸入等の業務の運営については特に生産者団体の意向を充分に反映せしめること。

(四) 事業団が生産者団体の自主調整を円滑に行なえるよう所要の助成措置を講ずること。

(五) 生産者団体による調整生産に当り原料乳が特に遠距離から集送されたものについては、これが輸送等に助成の措置を講ずること。

(六) 農業協同組合及び農業協同組合連合会等における生乳及び主要畜産物の共販体制の確立を促しこれがため必要な諸施設の整備を図ること。

(七) 指定乳製品及び指定食肉の輸入については、事業団に対する外貨割当によりこれを活用し、差益金の生じた場合は、これを安定資金等に繰り入れる措置を講ずること。

二、政府は、この法律に基づく原料乳の価格安定措置に加え、速かに学校給食における牛乳給食事業の助成の拡充その他飲用牛乳の消費の促進等の措置により飲用牛乳地域における乳価の安定対策を確立すること。

右決議する。

大豆なたね交付金暫定措置法案附帯決議案

政府は、本法の運用に当り、特に次の事項について遺憾なく措置すること。

一、交付金の予算は、この法律による措置が所期する成果を充分に達成できるようこれを確保すること。

二、基準価格の算定の基礎となる

「政令で定める一定期間」はこの法律の目的に合致する正常な価格が充分反映するよう措置すること。

三、各生産者に対する交付金の交付を迅速確実ならしめるよう適切な措置を講ずること。

しかし、交付金の交付が遅れる場合は、生産者団体等をして生産者に對し基準価格に基づく概算払等を行なわしめること。

なお、三十六年度大豆の集荷業者に對しては届出等の措置を講ずること。

四、各生産者団体等に対する交付金の交付額は、調整販売の実績を充分考慮し、生産者に対する交付金の交付額が不公平を来たすことのないよう措置すること。

五、生産者団体等の調整販売を効果的ならしめるため登録集荷業者に對する生産者の売渡委託の期日を予め明定すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(仲原善一君) 以上が案文でございます。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記をつけ別に御発言もなければ、この附帯決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。

の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。

この際、農林当局より発言を求められております。これを許します。

○政府委員(中野文門君) ただいま中央卸売市場法の一部を改正する法律案並びに畜産物の価格安定等に関する法律案に大豆なたね交付金暫定措置法案、以上三案につきまして、全会一致の附帯決議が御決定に相なりました。政府といたしましては、それぞれの附帯決議案の内容に對しましては、十分に善処したいと、かように存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長(仲原善一君) この際、諸議を議題といたします。審査を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。

本委員会に付託されました請願は、第二四号富士山大沢の崩壊防止対策確立に関する請願外二百九十七件でございます。それではお手元の資料により、順次審事を願います。懇談により御協議を願いたいと存じます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記をつけて下さい。

それでは第二四号外三一件の請願

は、採択して内閣に送付を要するものと決定して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(仲原善一君) 異議ないと認めます。よってさうに決定いたしました。

なお、報告書については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(仲原善一君) 異議ないと認めます。よってさうに取り計らいます。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記をつけて。

○委員長(仲原善一君) この際、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

農業保険事業団法案(閣法第四六号)、農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)、農地法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)、農業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)(以上いずれも予備審査)の四案につきましては、本院規則第五十三条によりまして継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(仲原善一君) 異議ないと認めます。

なお、要求書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(仲原善一君) 異議ないと認

めます。よってさうに決定いたしました。

これをもって散会いたします。

午後五時四十一分散会

十月三十一日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十月二十七日)

一、自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案

昭和三十六年十一月八日印刷

昭和三十六年十一月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局